

# 上野税理士法人 KAIKO ニュース

2015.3.20号

企画・発行 上野税理士法人

〒103-0028 東京都中央区八重洲1丁目5-15 荘栄建物ビル8階  
TEL 03-6262-1485 FAX 03-6262-1486

E-mail: info@care-mas.com  
http://www.care-mas.com

ネットワーク・結



セミナー  
情報

「激変！介護報酬改定と算定基準の全解説 新・人員設備基準解説と新報酬単位と新加算・減算対策」

日時：4月20日(月) 13:30 - 16:30

会場：ゆうぼうと【五反田駅 徒歩7分】(詳しくは、<http://www.care-mas.com> まで)

講師：小濱 道博氏 (小濱介護経営事務所 代表)

## 東京都 サ高住のガイドラインを策定

東京都は、サービス付き高齢者向け住宅(以下 サ高住)における医療・介護連携の質の確保及び向上などを目的として、「サービス付き高齢者向け住宅における医療・介護連携のガイドライン」を策定した。

都内のサ高住は平成27年3月1日現在で257件9,623戸にのぼり、多くのサ高住が医療機関や介護事業所と連携して高齢者の生活をサポートしている。一方、連携の方法や内容等は住宅によって異なるため、連携の質の確保及び向上を図っていく必要がある。ガイドラインは、サ高住を運営する事業者等のうち、医療・介護連携を行っている事業者を対象に、守らなくてはならない必須のポイントと、守ることが望ましいポイントを提示している。

東京都は、ガイドラインのチェックリストを、年1回医療・介護連携を行っている全ての住宅を対象に送付し、提出を依頼。提出されたチェックリストは、都民の住まい選びの参考とするために、都のホームページで住宅ごとに公表を行う予定だ。

<東京都ホームページ>

<http://www.metro.tokyo.jp/INET/OSHIRASE/2015/03/20p39200.htm>

## 厚労省 介護職員処遇改善加算の事務連絡

厚労省は、17日、「介護職員処遇改善加算に関する取扱い」の事務連絡を都道府県に通知。賃金改善の額をより正確に把握するため、新たに、加算を取得した場合の賃金水準と取得前の賃金水準の提出を求める。

また、経営悪化等により賃金水準を低下せざるを得ない場合の取扱いについても明記。引き下げが認められる場合の要件として、サービス利用者数の大幅な減少などにより経営が悪化し、一定期間にわたり収支が赤字である、資金繰りに支障が生じるなどの状況にあることをあげている。また、次の手続きが必要。賃金水準を引き下げることについて、適切に労使の合意を得るなど必要な手続をとること 賃金水準を低下せざるを得ない状況であること等が確認できる書類を届け出ていること。

## 固定資産税の特例から除外となる「特定空家等」

近年、空き家が全国的に増加しており、総務省が実施した住宅・土地統計調査によると、全国の空き家の数は820万戸(平成25年10月1日時点)に上り、このうち「賃貸用又は売却用の住宅」及び「別荘などの二次的住宅」を除いた空き家の数は318万戸となっている。

このような空き家の中には、適切な管理が行われていないために、防災や衛生、景観などの問題で、地域住民の生活環境に深刻な影響を及ぼしているものがある。そのため、空き家の除去・適正管理を促進し、市町村による空き家対策を支援することなどを目的とした「空き家等対策の推進に関する特別措置法」が平成27年2月26日に一部を除き施行された(完全施行は平成27年5月26日)。

同法では、そのまま放置していると倒壊など著しく保安上危険となる恐れのある状態、著しく衛生上有害となる恐れのある状態、適切な管理がされていないため著しく景観を損なっている状態、その他周辺的生活環境の保全を図るために放置することが不適切である状態にある空き家等を「特定空家等」と定義し、市町村による立ち入り調査や、所有者に対する修繕等の命令、解体撤去の行政代執行などが可能になる。

また、平成27年度税制改正においては、特定空家等の敷地に対する固定資産税等の住宅用地特例が見直される。住宅用地特例は、固定資産税の課税標準額を1/6(200㎡以下の部分)又は1/3(200㎡超の部分)に、都市計画税の課税標準額を1/3(200㎡以下の部分)又は2/3(200㎡超の部分)とする軽減措置だが、建物を除却して更地にすると特例が使えなくなるため、空き家の放置につながっていると指摘されていた。

そのため改正では、「市町村長が特定空家等の所有者等に対して周辺的生活環境の保全を図るために必要な措置を取ることを勧告した場合は、その特定空家等に係る敷地について、固定資産税等の住宅用地特例の対象から除外する」とこととされた。

詳しくはお気軽に <info@care-mas.com> まで